

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 住宅省エネ推進パートナー認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)定款第4条第1項第11号に規定された良質住宅普及促進のための相談事業として、県内の工務店が実施する省エネ住宅の設計において、外皮性能及び一次消費エネルギーの計算、基準への適合並びに各種申請(以下「省エネ計算等」という。)に関して協力可能な事業者(以下「住宅省エネ推進パートナー」という。)を募り、広報することで、当該工務店を支援するとともに、省エネ住宅の普及の促進を図ることを目的とする。

(住宅省エネ推進パートナーの認定、登録)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、地域の工務店に協力可能な建築設計事務所を広く募集する。

2 住宅省エネ推進パートナーの認定を希望する建築設計事務所は、センターに認定申請書(別記様式1)を提出する。

3 前項の規定による申請書を提出する建築設計事務所は、次の各号に規定する条件を満たすものとする。

(1) 住宅の省エネ計算等の業務実績が、年間概ね10戸以上であること。

(2) センターへ申請のあった省エネ適判、BELS 評価、住宅性能評価、フラット35S などにおいて、常に的確に省エネ計算等を行っていたと認められること。

(3) 省エネ計算等の要請に対して協力的であり、適正に業務を実施したとする工務店1社以上からの推薦があること。

(4) 建築士法第23条に基づく登録建築士事務所であること。

4 センターは、第2項により提出された申請書を審査し、支障がないと認められたときは、住宅省エネ推進パートナーとして認定する。

5 センターは、認定した住宅省エネ推進パートナーをリストに登録する。

6 センターは、認定、登録が終了したときは、申請のあった建築設計事務所に対して「住宅省エネ推進パートナー認定通知書」(別記様式2)を発行する。

(住宅省エネ推進パートナーの広報)

第3条 センターは、登録された住宅省エネ推進パートナーの事務所名その他必要な事項をホームページにおいて公表する。

2 センターは、住まいるネットワークふくしま会員に対して年間2回以上メールにより関連情報の提供を行う。

3 センターは、地域住宅セミナー等、事業活動の機会を捉えて、住宅省エネ推進パートナー

の広報を行う。

(その他)

第4条 センターは、地域の工務店と住宅省エネ推進パートナーとで締結する省エネ計算等に関する業務契約については、直接関与しないものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。